

契約ロッカー利用規約

第1条（契約ロッカーの利用）

1. 本契約は、お客様がお申込みされた日を開始日とします。
2. 本契約は、利用開始日以後、解約のお申し出をいただくか、または退会をするまでの間、本規約に従い、契約ロッカー(以下「ロッカー」といいます。)を利用することができます。

第2条（利用料）

お客様は、本契約が終了するまでの間、当スタジオが定める利用料を所定の支払い方法および期限に従い、支払うものとします。

第3条（鍵の貸与および保管）

1. ロッカーが鍵で施錠する型である場合、当スタジオは、お客様にロッカーの鍵を貸与し、お客様は当該鍵を自己の責任で保管するものとします。お客様は貸与された当該鍵を複製、第三者に転貸することはできません。
2. ロッカーがダイヤル式の鍵で施錠する型である場合、お客様は、自らロッカーの暗証番号を設定したうえ、それを第三者に開示せず、秘密に保持するものとします。

第4条（鍵の交換および再貸与）

1. お客様は、当スタジオから貸与された鍵を紛失したときは、直ちに当スタジオに申し出て、当該鍵の交換に要した費用（鍵、シリンダーまたは南京錠の代金およびその工賃を含みますがそれらに限られません。）を負担するものとします。
2. お客様は前項の申出をするときは、当スタジオに対し、収納物品の明細書を提出するものとします。
3. お客様が第4条第1項の申出をし、同項の負担をしたうえで、引き続きロッカー利用の継続を希望した場合、当スタジオの裁量で認める場合に限り、お客様の希望に応じて鍵を再貸与します。

第5条（保管できないもの）

1. ロッカーは、運動靴、トレーニングウェア、着替え等を保管しておくためのロッカーです。次のような物は保管できません。

- (1)揮発性・爆発性のある危険物
 - (2)腐敗するもの、不潔なもの、変質もしくは破損しやすいもの、ロッカーを汚損、き損するおそれのあるもの
 - (3)臭気を発するもの
 - (4)現金、有価証券、貴重品（重要な物品、書類、資料等を含む）
 - (5)法律により所持または携帯を禁じられているもの
 - (6)その他、保管することが適切でないと、当スタジオが判断するもの
2. 当スタジオは、必要があると判断した場合、お客様が収納物を出し入れするときに立ち会うことができます。

第6条（収納物の撤去）

当スタジオは、以下に該当するもしくはその疑いがある場合、お客様に連絡をせず、当スタジオの裁量で、ロッカーを開錠し、収納物を保管、廃棄その他の処分をすることができます。

- (1)ロッカー内に前条第1項のいずれかに該当するものが収納されていたとき、またはそのおそれがあるとき。
- (2)当スタジオが関係官公署から収納物の調査を受け、押収または提出を求められたとき。
- (3)退会または本契約の解約後、収納物が保管され続けているとき。
- (4)その他、当スタジオが適当であると判断したとき。

第7条（契約の終了事由）

1. お客様は、利用開始後、毎月10日までに契約終了の申出をすることにより、当月の末日をもって解約できるものとします。
2. 当スタジオは、お客様が次のいずれかに該当した場合、何らかの通知および催告なしに解約をすることができます。
 - (1)本規約のいずれかの規定に違反したとき
 - (2)お客様と当スタジオの会員契約が終了したとき
 - (3)通常通信手段（郵便、FAX、電話、メール等）による連絡がとれなくなったとき
 - (4)第4条第1項に従い当スタジオより貸与された鍵を紛失したとき
 - (5)その他の利用に関して当スタジオの指示に従わないとき

第8条（故障時等の処置）

当スタジオは、ロッカーの故障により緊急に点検・整備を要するときその他当スタジオが必要と認めるときは、収納物を別途保管する等の処置をすることができます。この場合において、お客様は、ロッカーを利用することが一定期間できなくなることについて、あらかじめ了承するものとします。

第9条（譲渡等の禁止）

お客様は、ロッカーを自己以外の第三者に使用させ、ロッカー利用契約に関する権利義務を第三者に譲渡し、承継させ（相続等包括承継を含みます。）または担保に供することはできません。

第10条（損害賠償責任）

1. 当スタジオは、次の各号に掲げる事由によりロッカーの収納物の滅失、毀損等が生じた場合、当該損害の賠償責任を負いません。
 - (1) 鍵または暗証番号の紛失または盗難等により第三者がロッカーを開錠したとき。
 - (2) 天災事変の他、不可抗力等によるとき。
 - (3) 当スタジオが、関係官公署から収納物の調査を受け、押収または証拠品として提出を求められ、それに応じたとき。
 - (4) 第6条または第8条に従い、当スタジオが収納物の保管等を行ったとき
 - (5) その他当スタジオの責めに帰さないとき
2. お客様はロッカーの利用によって当スタジオまたは第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第11条（規約の改正と告知）

当スタジオは1ヶ月前までにお客様に告知または通知することにより、本規約を改正することができ、改正した本規約の効力は、ロッカーを利用する全てのお客様に及ぶものとします。お客様への告知方法は、施設内への掲示とします。